

TEL 233 340 000  
FAX 224 313 684  
Email Jschool@volny.cz

# VLTAVA

学校教育目標

「自ら学び 共に学ぶ 豊かな心と国際性あふれる たくましい児童生徒の育成」

目指す子ども像

「かしこい子・やさしい子・たくましい子・世界で生きる子」

## 大使館からののお知らせ

在チェコ共和国日本国大使館より2月19日付で下記のメールがありました。皆様にも送達されていると考えましたが、内容を考慮し、配付させていただきました。

### 記

在留邦人の皆様へ  
チェコ滞在中の皆様へ

在チェコ大使館からののお知らせ (交通法規改正のお知らせ)

2月20日(土)から、交通法規の一部改正(Regulation no. 48/2016 Coll.)が施行され、「夜間など視界の悪いときに市街地以外の道路の路肩を通行する歩行者の反射材着用義務」が課されることとなりました。主なポイント

- 夜間など視界の悪いときに、市街地以外の照明のない道路の路肩を通行する歩行者は反射材を身に付けなければならない。
- 着用義務のある反射材とは、反射ベストである必要はないが、歩行者の前後から視認できるような性質の反射バンド(腕、足、その他バッグに付ける態様のものでも可)を意味する。
- 同義務は、夜間だけに留まらず、日中であっても濃霧など視界が著しく悪い場合にも適用される。
- 同義務違反は、最大2,500コルナの罰金が課される。

同改正法の規定によれば、同義務の市街地での適用はありませんが、交通受傷事故防止の観点から、夜間は反射材を身につけるようにして下さい。

(参考)

チェコ運輸省による同法改正に関するページ (チェコ語)

[http://www.mdcz.cz/cs/Media/Tiskove\\_zpravy/Povinnost\\_nosit\\_za\\_snizene\\_viditelnosti\\_reflexni\\_prvky\\_zacne\\_platit\\_uz\\_o\\_vikendu.htm](http://www.mdcz.cz/cs/Media/Tiskove_zpravy/Povinnost_nosit_za_snizene_viditelnosti_reflexni_prvky_zacne_platit_uz_o_vikendu.htm)

-----  
在チェコ共和国日本国大使館領事部  
Consular Section, Embassy of Japan  
Maltezske namesti 6, 118 01  
Praha 1 - Mala Strana, Czech Republic  
TEL:+420 257 533 546  
FAX:+420 257 011 055  
E-mail:[ryoji@ph.mofa.go.jp](mailto:ryoji@ph.mofa.go.jp)